

部会及び第3回策定懇談会での主な意見

資料1

平成30年9月10日(月)可能性をはぐくむ環境づくり部会					
No.	委員名	箇所	意見要旨	事務局対応	備考(関係所属等)
1	長谷川委員	取組1	学年や障害の有無で分けずに一緒に体験活動をさせると、相乗効果で育つと感じる。上級生が下級生の面倒を見たり、障害のある子に目配りができるようになる。学年や特性が異なる子どもを共に学ばせることも、キャリア教育の一環となるのではないか。	キャリア教育の定義は、「社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育である。」となっている。目指すべき共生社会に向け、学年や特性が異なる子どもと共に学ぶことで、必要な基盤となる能力や態度を育てることができることから、キャリア教育の一環として考えられる。 交流及び共同学習などの機会を大切に体験活動の充実に努めていく。	特別支援教育課
2	大栗委員	柱2	今までは探究的な学びが理数系の学習を通して行われることが多く、文系の生徒は興味が持てなかった。地域の課題解決について研究させるといった、文系的な手法での探究的な学びをさせてあげられると良い。地域との連携やキャリア教育にもつながっていく。	今後は、文理の別なく学校教育全体において探究的な学びが重要となる。新しい学習指導要領における「総合的な探究の時間」では、「地域や社会との関わりを重視する」ことが配慮事項として示されており、各学校での探究的な学びがより充実するよう、取組を推進していきたい。	高校教育課
3	森本委員	取組12(旧取組11)、 取組8(旧取組7)	ICTは機器を揃えるほかに指導者が必要。英語教育も、先生の能力を高める必要がある。	(義務教育段階) ICT機器等の活用についての指導に係る指導者の十分な確保のために、民間との連携も積極的に検討していきたい。また、英語教育についても、教員の英語能力及び指導力の向上に努めたい。 (高等学校段階) 国が第2期教育振興基本計画で定めた英語担当教師の英語力の目標値(英検準1級程度以上を取得した割合75%)に対し、群馬県は、平成29年度で72.1%としており、他県と比べて高い水準にある。英語でのディベート指導に向けた教員研修等も始めており、引き続き、教員の英語力及び英語指導力を向上させていきたい。 群馬県の公立高校における教員のICT活用指導力については、平成29年度の調査では、「教材研究や指導の準備・評価などにICTを活用することができる教員」は88.1%、「授業中にICTを活用して指導することができる教員」は76.3%であり、いずれも全国平均を上回っている。今後も、教員のICT活用指導力の更なる向上を図っていきたい。 (補足) 取組12(旧取組11)に「教員の情報活用能力及びICTを活用した指導力向上」について、取組8(旧取組7)に「教員の英語運用能力向上」についての取組内容を設定しております。	総合教育センター 義務教育課 高校教育課

4	大河原部会長	柱3指標	日本人の英語力はアジアの中でもかなり低い。何故なのかわかり返る必要がある。指標においても、他の国がどのレベルに位置しているのかを記載した方がよい。また、ポルトガル語など、英語以外の言語になじむ取組があってもよい。	TOEFL等の国際比較において、日本のスコアは低い水準にあるが、受験者層等を考慮すると、こうしたスコアを教育レベルを比較する指標とすることは難しいと考えているが、参考となるデータを示すことができるか検討したい。 今後、新学習指導要領を踏まえた英語教育を進める中で、生徒の英語力向上を図るとともに、国際理解教育を充実させていきたい。 なお、国際科等を設置した高校においては、英語以外の外国語を履修することが可能である。	義務教育課 高校教育課
5	大栗委員 大河原部会長	柱5	・AIやICTを扱う上で、文系であっても、理数系の力が必要。 ・大学受験の受験科目によって文系・理系で分かれてしまっているが、英語やプログラミング、ITは世界の共通言語である。文系・理系を問わずに、力を着けていく必要がある。	情報活用能力の育成については、生徒がICTを活用する機会を適切に設けることが必要であり、各学校において、文系・理系問わず、ICTを活用した多様な学習活動が展開されている。今後も、新学習指導要領の内容を踏まえながら、情報活用能力の育成を推進していきたい。 英語についても、文系・理系を問わず、今後とも各学校で充実を図っていきたい。	高校教育課
6	松本委員	取組20(旧取組19)	スポーツは、「競技スポーツ」と「生涯スポーツ」の2つに分けることができる。スポーツをやる人の大半は「生涯スポーツ」だが、学校では「競技スポーツ」が多い。勝たせたいがために行きすぎた指導とならないよう、体罰防止等に取り組んで行く必要がある。特に、外部指導者は結果を出したいという思いが強い。研修等を通して、指導力を向上させてほしい。	これまでに運動部の顧問を対象とした研修会を実施し、適正な部活動の運営に関して指導しており、その中で行き過ぎた指導にならないようにすることや体罰防止等についても指導してきている。また、外部指導者を対象として、学校における部活動の理解を深めるとともに指導力向上に向けた研修会を実施している。いずれの研修会とも、今後も継続して実施し、顧問や外部指導者の指導力の向上に努めていきたい。	学校人事課 健康体育課
7	大栗委員	取組28(旧取組27)	これから少子化が進み、高校の学級減、統廃合が進められていく。地域の中で生きる公立高校なので、もっと地域の中に入っていきような取組が必要。	「高校教育改革推進計画」では、地域との連携や地域に根ざした学校づくりを推進することとしており、引き続き、そうした取組を推奨、支援していく。	高校教育課
8	森本委員	取組30(旧取組29)	国では高校無償化が進められているが、私学は少子化で経営難に陥っている。公私どちらの子も支援するような施策を県として検討してほしい。	私立学校に対しては、基本計画に記載したとおり、国の授業料実質無償化の検討状況を踏まえつつ、保護者の教育費負担軽減に努めることとしており、引き続き私学助成の充実にも努めたい。	学事法制課
9	堀口委員 大河原部会長	施策体系、 取組28(旧取組27)、 取組38(旧取組36)	取組28(旧取組27 家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づくり)と取組38(旧取組36 学校・地域の連携・協働の充実)は、どちらも学校・家庭・地域の連携という点で似ている。 取組28は学校が主体であることが分かるが、取組38は地域が主体ということが分かるようにした方がよい。	委員指摘のとおり、取組38(旧取組36)は地域を主体とした取組を想定している。取組28(旧取組27)との違いが分かるように表現した。	生涯学習課
10	大河原委員	取組40(旧取組39)	県内の美術館や博物館は点在しているため行きづらい。高齢者の中には、丸1日時間が取れる人も多いかと思うので、そういった施設を巡るツアーなど、新たな取組を検討してほしい。	観光関係の部署等に御提案をお伝えします。	(教)総務課

平成30年9月13日(木) 学びのセーフティネット部会

No.	委員名	箇所	意見要旨	事務局対応(案)	備考(関係所属等)
11	樺澤委員	取組4(旧取組3)、柱11	「特別“の”支援を必要とする～」となっているが、今までは「特別“な”支援」としていたように思う。「な」ではなく「の」とした理由は。 →★No.44に追加意見あり	文部科学省は、新学習指導要領の中で「特別の支援」という表現を用いているため、それに則ったものである。	特別支援教育課
12	辻委員	取組4(旧取組3)	各企業においても障害者雇用率が定められており、弊社においても受入をしているが、車いすで入れるところが限られているため、設備を整えないといけない。そうなると企業の「設備投資」ということになるので、「教育」とどう結びつけて考えたらいいか難しいと感じる。取組自体はいいことだと思うので、是非充実していただきたい。	今後も企業の協力をいただきながら、特別の支援を必要とする生徒の就労支援を充実させていく。	特別支援教育課
13	雅楽川委員	取組4(旧取組3)	職業体験はすごく良い取組だと思う。自分も、桐生高校で高校生に向けて働くことについての講演をしたことがあるが、高校生が自分の状況に当てはめて、部活に例えて考えてくれた。こういった機会が広がっていくといいと思った。	就業体験について、現在も取組を推進しているが、更に参加する生徒が増加するよう取り組んでいきたい。	高校教育課
14	大島委員	取組4(旧取組3)	子どもの「自立」を考えたときに、就労というのは大きなカギとなる。受け入れる企業にも、子どもの特性を学んでいただけるとありがたい。障害のある子どもたちは、できないことも多いが、できることに目を向けてほしい。できることに関しては、むしろ私たちよりも一生懸命、集中してずっとできるということもある。そういったプラスの面に目を向け、取組4(旧取組3)の2つめの○のところを推進していただきたい。	職業自立推進事業の中で、企業採用担当者学校見学会(特別支援学校の作業学習の授業参観)や就労支援員による職場開拓時の説明、労働政策課と連携開催する「雇用フェア」の機会を大切に、理解啓発を推進しているところである。 施策を推進する中で、充実発展させていく。	特別支援教育課 労働政策課
15	雅楽川委員	取組4(旧取組3)	桐生地域には、渡良瀬特別支援学校とあさひ特別支援学校があるが、企業との関わりを先生だけに任せるのではなくて、もっと保護者も結びついたら良いと思うことがある。	引き続き「ネットワーク会議」等を推進し、本人及び保護者、教育、福祉、労働、医療、保健の結び付きを強化していく。	特別支援教育課
16	樺澤委員	柱4	【現状と課題】の高等学校の部分の3行目に「自己指導能力」という文言があるが、これは現行の中学校学習指導要領の総則にある文言で、中学校にも当てはまるのではないかと思う。小・中学校の部分にも盛り込んでいただければと思う。	小・中学校の部分の記述については、「学びに向かう力」という観点からの記述について、高校教育課と共に考えていきたい。	義務教育課
17	樺澤委員	柱4	【取組の方向】の2行目、「ぐんま方式」は初めて見た人には分からないと思う。どこかに解説があると良い。	初めて見た人にも分かるように、コラムという形で記載することとしたい。	(教)総務課
18	飯塚敏雄委員	柱4の取組9・10(旧取組8・9)	基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学びに向かう力を育むというところで、特に、取組10(旧取組9)については、現場でも永遠の課題として取り組んでいる。しっかりと計画に位置づけていただき、ありがたい。学習にしても生活にしても、きちんとした習慣をつけるということが本当に大切なことだと思っている。	新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことで、子供たちが生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることを目指している。学校教育においても、質の高い学びを実現し、学習内容の定着を図るとともに、家庭での学習習慣や生活習慣が確立できるよう、取り組んでいきたい。	義務教育課

19	関口部会長	柱4の指標	指標5つめについて、『主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している教員の割合』が70%以上となっている学校数」とあるが、これはどういうものか。	「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業」とは、一方的な講義ではなく、アクティブラーニングのことである。例えば、1つのテーマを与えて生徒同士で議論させ、グループの意見をまとめ、発表させるという授業である。 指標としている『～授業改善を実施している教員の割合』が70%以上」とは、「一方向的な講義形式のみの授業ではなく、生徒が主体的・対話的に取り組む場面を授業の中で計画的に取り入れ、生徒の深い学びを実現させるための授業を実践している」教員の割合を各校に尋ねた上で、その平均値をとっている。	高校教育課
20	佐藤委員	取組14・15 (旧取組13・14)	ボランティア活動等、良いことだと思う。自分が子どもの頃はなかった。 取組15(旧取組14)で道徳の話があるが、自分が子どもの頃は、【現状と課題】にあるように、教材を読んで「どう思ったか」という授業だったように思う。そこから脱却し、教科として評価をすることにより、「こういう考えが正しい」というものがある、それから外れたら評価が悪くなってしまおうのか、ということを少し心配している。	道徳の評価は、5段階で評価するということではなくて、記述で行う。今まで1つの見方しかなかった子供が、他の人の意見を聞いて違う見方もできるようになったとか、思いやりをどう自分の生活の中で具現化するかといった意欲が高まったとか、そういうものを評価する。したがって、正解があり、それから外れた場合に評価が低くなるということはない。	義務教育課
21	樺澤委員	柱6	【現状と課題】に「青少年を取り巻く課題」、「直接的な体験が大変重要で不可欠」とあるが、これがどういうものなのか、P.22柱8のように、事例があるとわかりやすい。	記述するよう今後検討したい。	(教)総務課 義務教育課 生涯学習課
22	雅楽川委員	柱6・7の指標	「人権意識を高めるための研修を実施した学校の割合」と「いじめ問題に関する校内研修会を実施した学校の割合」について、100%であってもいいと思うのだが、現状値がなぜこんなに低いのか。	「校内研修」というと、学校にいる全ての先生を集めて、まとまった時間を取って、講師を呼んで研修を受けるということをイメージする。そういうものをやっているかと問うと割合が低くなってしまふのだが、もちろん何もやっていないということではなくて、職員会議等で子どもたちの様子を共有したり、いじめの問題について話し合ったりということはどの学校もしている。校内研修についての認識が統一されておらず、今後の意識改革が必要と考えている。	義務教育課
23	岩村委員	柱7	【現状と課題】の下から5行目に、いじめの解消について「最低3ヶ月は様子を看取ること」という記述がある。保護者との関係を深めながら、進めていただけたらと思う。	国のいじめ防止基本方針にあるように、単に謝罪をもって安易に解消ということのないように、被害児童生徒及び保護者の心情に寄り添って継続的に観察することについて、毎月の月例報告でも示しているところである。 いじめが解消したか否かの判断に当たっては、いじめを受けた児童生徒だけでなく、保護者に対しても、児童生徒が心身の苦痛を感じていないかなどを確認することになっている。保護者の信頼が得られるよう、こうした対応を各学校で徹底する必要があると考えている。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課

24	佐藤委員	柱7	<p>いじめの1つの事例として、いじめられている子をかばったら今度はその子がターゲットになってしまったというケースがある。その子は、「いじめは良くない」、とクラスの皆に言っただけなのに、周りがすごく冷ややかで、「何を言ってるの?」といった反応だったようだ。</p> <p>今の子はすごく冷めている面があり、面倒なことには関わりたいくないとか、出る杭は打たれるような傾向がある。根本的な部分を何とかしないと、いつまでも終わらない問題である。そういう意味では、教科化した道徳を活用し、自他を大切に育てる心が育まれていくことに期待している。</p>	<p>児童生徒の心情に寄り添う面から考えると、教科化された道徳を活用することは大切であると考えている。道徳の教科化の背景には、深刻ないじめ問題が関係していたこともあり、授業では、現実の問題に対して、自分事と考え、本音で議論することで、価値理解、人間理解、他者理解等を進めていくものであり、今後も道徳科の充実に取り組んでいきたい。</p>	義務教育課
25	雅楽川委員	柱7	<p>子どもたちを見ていると、現実と仮想の世界の区別がつかないように思う。現実で何かがあると仮想の世界に逃げてしまったりする。</p>	<p>現実の中での成功体験を味わわせ、自己肯定感や自己有用感をもてるような教育活動をより多く実施していく必要がある。</p> <p>高校教育課では、平成30年度、全ての公立高校等を対象として、「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を推進している。今後もこうした生徒主体の活動を積極的に推進し、豊かな人間性と思いやりをもった生徒の育成に努めたい。</p> <p>「情報モラル教育の充実」(文科省作成、情報モラル教育啓発リーフレット)を活用し、児童生徒の情報教育モラルの定着を図る指導を充実させていく。</p>	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
26	関口部会長	柱7の指標	<p>指標については、「～をした学校の割合」というものではなくて、いじめの件数にしたらどうか。例えば、県警でも交通事故の件数を公表していて、県民の関心が高いところでもある。</p>	<p>いじめの認知について、従来は加害性(悪口、無視、暴力など)でいじめかどうかを判断していたが、現在は被害性(された側が心身に苦痛を感じたかどうか)で判断している。</p> <p>「1日に何時間も同じ空間で一緒にいたら、ぶつかることもあるし、心身に苦痛を感じることがある方が普通だ」という考え方もあり、いじめゼロと回答すると、「把握できていないだけなのではないか」と言われてしまう傾向にある。</p> <p>そういった事情もあり、いじめの認知件数は年々増加している。増加していることについては、学校がよく把握している表れだと捉えているが、多ければ良いという数値ではないし、反対に、件数を少なくすることを目標にすると、些細なことはカウントしないという事態が起こりうるので、いじめの認知件数を目標にするということはあまり現実的でないと考えている。</p>	義務教育課

27	榊澤委員	柱7	いじめを未然に防ぐことにも力を入れるべきである。子どもたちは、「何かあったときに周りに相談することは、弱い人間がすることだ」と思っている。「そうではない。」ということをしつかりと教えてほしい。教員が無意識的に同調圧力をかけている可能性もある。指導力を向上させてほしい。	いじめの問題については、被害児童生徒や保護者の立場に立って早期発見・対応していくことと併せて、全ての児童生徒を対象とした未然防止の取組を充実させることが重要である。 (義務教育段階) 今年度、いじめ防止フォーラムにおいて、自分の困り感を相手に伝えたり、他人の困り感を受け止めたりできる関係づくりの体験活動を取り入れ、県内の全ての学校での、支え合う人間関係づくりのための取組を推進している。こうした取組により「相談することは、弱い人間がすること」という誤った認識を払拭し、自分自身の困り感を抱え込まず、周りに相談することへの不安感や抵抗感をなくすことにつなげていきたいと考えている。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの協働を通して、学校の相談体制の充実を図っていききたい。 (高等学校段階) 高校教育課では、学校に配置されたスクールカウンセラーが講師となり、生徒を対象としたストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニングなどを行う、「高校生対象こころの教育事業」を全ての県立高校等で実施している。平成30年度は、その中で、「SOSの出し方、受け止め方」に関する指導を全て行い、生徒の援助希求的態度の育成に取り組んでいる。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
28	今泉委員	柱8	全県的に実施している小・中学生の運動器検診の結果を体力向上に役立てることを本文に盛り込んで頂きたい。	御意見を踏まえ、取組19(旧取組18)の本文に「各種調査や運動器検診の結果なども踏まえながら」と追記する。	健康体育課
29	長谷川委員	取組21(旧取組20)	健康な体づくりということで、食に携わる者として、アレルギーがある子もない子も皆が楽しく食べられるように願っている。大人が誘導してあげることが大切である。	食物アレルギーを持つ児童生徒に対しては、医師の指示や保護者の申し出により、該当食物の除去等、各学校や給食調理場に応じて個別に対応している。個別対応できない場合には、献立に該当食品を表示するなどの工夫をしている。	健康体育課
30	今泉委員	取組22(旧取組21)、柱9の指標	アナフィラキシーへの対応が課題である。学校で初めて発症する子もいる。指導票の提出率を上げることを指標に加えていただきたい。	児童生徒の安全安心のため、アナフィラキシー発症の児童生徒における学校生活管理指導票の提出率は100%が前提であり、学校では提出していただいた管理指導票を基に、個別取組プランを作成し、対応について保護者にも確認して対応している。	健康体育課

31	長谷川委員	柱11	<p>特別の支援を必要とする児童生徒というのは、どこまで含まれるのか。不登校は含まれるか。</p> <p>自分の農園で、職場体験を受け入れている。小・中・高・特支から受け入れて、学年や障害のあるなしに関係なく混ぜて体験させていると、上級生が下級生の面倒をみたり、障害のある子に目配りをしたりということができてきて、面白いと思う。以前、職場体験中に障害のある子が急に「ブーン！ブーン！」と大きな声を出した。すると、その子に付いていた子が、「止める言葉知っています」と言った。一緒にいると分かってくるし、ちゃんと守ろうとする。こういった体験が重要なのだと思う。分けてしまうと壁を作る。 (関口部会長) 指標(P.31)にもあるとおり、居住地交流の実施率を高めることが大切ということか。 (長谷川委員) そういうことである。これからも、自分のところでどんどんやっていく。畑のど真ん中で大きな声を出しても構わないので。何か言ってくる人がいても、子どもを守る。</p>	<p>現在、すべての学校において特別の支援を提供することとなっている。特別支援学校は障害のある子どもが通っているが、通常の学校の特別支援学級にも障害のある子どもが通っていたり、あるいは、通常の学級にも発達障害の子が通っていることがあるためである。 「不登校の子ども＝特別の支援を必要とする児童生徒」か、ということについては必ずしもそうではない場合もある。発達障害等があっても学校になじめずに足が遠のいてしまう子もいるが、家庭の事情で不登校になる子もいる。家庭の事情で不登校になっている子については、ここで言う「特別の支援を必要とする児童生徒」には当たらないと考える。 居住地交流等の交流や共同学習について、取組26(旧取組25)に定め、推進していきます。</p>	特別支援教育課 義務教育課
32	岩村委員	柱13	<p>(柱13 安全・安心な教育環境を確保するについて) この柱には様々な課題があるので、柱を増やしても良いのではないかと思う。</p>	<p>「柱13 安全・安心な教育環境を確保する」の中で、「現状と課題」を整理し、対応する取組を設定したい。</p>	(教)総務課
33	飯塚敏雄委員	柱13	<p>子どもの貧困の部分で、経済的な貧困だけでなく社会的な貧困も取り上げていただきありがたいと思う。学校現場にいて、親が親としての役割を果たしていないような家庭も見ている。心の貧困を抱えながらも、非行に走らずに一生懸命毎日を生きている子が本当に多いので、学校としても支援をしていきたいが、家庭と学校だけでは解決できないケースが増えてきている。医療につなげる、福祉につなげる、という取組が必要になってきている。</p>	<p>貧困対策について、今年度から要請により対応する派遣型スクールソーシャルワーカー(SSW)に加えて、重点地区の中学校区へ定期的に巡回するSSWを配置し、福祉・医療等との連携等に係る学校への支援を充実した。 今後も今年度の当該事業の実施状況を検証しながら、事業の充実を図っていきたい。</p>	義務教育課
34	関口部会長	柱13の指標	<p>(柱13 安全・安心な教育環境を確保するについて) 指標について検討ということだが、1つだけか。</p>	<p>現状と課題等をふまえ、他の指標についても設定を検討したい。</p>	(教)総務課
35	岩村委員	柱13	<p>通学路のブロック塀について、前橋市が調査したが、「危ない所があります」までだった。調査には、保護者も入れてほしい。</p>	<p>本年6月に発生した、小学校のブロック塀倒壊による児童死亡事故を踏まえ、県内全公立小中学校では、改めて通学路の安全点検を実施したところである。 また、各公立小中学校では、毎年5月を中心に、教職員、警察、道路管理職員、PTA、保護者や地域の方々が合同で通学路の安全点検を実施している。</p>	健康体育課

36	辻委員	柱14	学校は災害が起きた場合の避難場所になっているが、夜間や休日等、学校が閉まっているときの責任はどこにあるのか。子どもが学童に通っているが、学童に責任があるのか学校に責任があるのかよく分かっていない。	自治体によって異なるが、災害の種類や規模によって、必ずしも学校ではなく、公民館が避難場所になっていることもある。 学校が避難場所となっている場合には、学校が閉まっているときでも校長等が駆けつけるほか、市町村の行政の担当者が来ることになっている。 なお、災害時の対応は市町村の首長部局が担当となっており、教育委員会としては、避難所の提供等について、協力する立場である。	健康体育課
37	樺澤委員	柱14	【現状と課題】の下から4行目に「平成24年度の本県における～」という記述があるが、情報が古いため更新していただきたい。	御意見のとおり更新する。なお、平成29年の本県における子どもに対する声かけ等の不審者認知件数は666件であった。	健康体育課
平成30年9月18日(火) 第3期群馬県教育振興基本計画策定懇談会(第3回)					
No.	委員名	箇所	意見要旨	事務局対応(案)	備考(関係所属等)
38	松本委員	基本目標	社会は変化していくので、教育もその変化に対応していかないといけない。今の若い人たちは経済や環境への考え方や、自分たちにはない感性を持っていると感心することがあるが、これは時代に対応した教育の賜物だと思う。どの時代であっても、まさに、「生きていく力をつける」というのが教育の最大のテーマであると思うので、基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ」について、第2期計画から継続することによって賛成だが、第3期計画ではさらに「共に支え合う」といった言葉が加わると良い。	基本目標については、事務局案として第2期計画から継承することを提案したが、各委員等の御意見を伺いながら決めていきたい。 教育は、普遍的な部分と時代に応じて新たに取り組む部分とがあるため、その両輪を踏まえた上で基本目標を設定していきたい。	(教)総務課
39	宮川委員	基本目標	計画の基本目標について、とてもシンプルだと思った。この計画が形になった後、県内の各市町村の隅々まで理解してもらえるよう、しっかりと周知していただきたい。 先ほど松原委員の御意見にもあったが、自分も、子どもが所属するオーケストラの演奏会のチラシを市内の小中学校に配布する際に、学校ごとに百枚単位ではなく、クラス毎に十枚単位の仕分けをした経験がある。そこまで仕分けないと各児童生徒には配ってもらえないということで、学校も忙しいのだと感じた。	県内の市町村教育委員会と全学校・園への周知とともに、保護者に対しても周知を図ります。	(教)総務課
40	関口副座長	基本目標	基本目標のサブタイトル「～自ら学び、自ら考える力を～」について、意図は異なると思うが、自己責任だと言われているように感じてしまう。松本委員の御意見にもあったが、「共に支え合う」といった言葉を入れる等、検討していただきたい。	委員からの御意見もふまえて検討したい。	(教)総務課
41	長谷川委員	全体	多くの大人は自分の価値観や経験則で子どもの夢を否定してしまうが、そうではなく、子どもたちが夢を語る、どうすれば叶えられるかを一緒に考える、そんな教育・学校づくりを目指してほしい。	子どもたちが将来、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現できるような教育の実現に資する計画とした。	(教)総務課ほか教育委員会全所属に関係

42	雅楽川委員	全体	第2期の計画と内容が変わっていない部分も多いと感じた。指標を見ても、あまり数字が動いていないように思う。原因を振り返り、第3期計画の期間が終わる頃には、良い方向に動きがあるように取り組んでいただきたい。	学校や学習の現場が現実的な目標とできるような指標を中心に検討したい。	(教)総務課
43	高木委員	取組1	取組1「時代に応じたキャリア教育」について、将来この職業はなくなる、といったことが盛んに言われているが、それはいつの時代も同じことである。まずは、今ある企業を知ってもらうことが大切だと考えている。	(義務教育段階) 現在、小学校の生活科や社会科、総合的な学習、中学校の職場体験学習等で、地域の事業所や企業の協力を得て、学習を進めている。県教育委員会としても地元企業等の情報を提供していきたい。 (高等学校段階) 現在、経済団体とも連携してインターンシップの更なる推進を図っているが、より広範にインターンシップを実施する中で、参加した生徒が地元企業を知ってもらう機会としていきたい。	義務教育課 高校教育課
44	樺澤委員	取組4(旧取組3)	「特別の支援」と「特別な支援」のどちらの表現が適切か。学習指導要領では、後ろに続く文言によって「の」と「な」を使い分けており、後ろに「支援」がくる場合は「特別な支援」となっている。	文部科学省は、新学習指導要領の中で「特別の支援」という表現を用いているため、それに則ったものである。 新学習指導要領解説では、「特別の支援」「特別な支援」が使用されている。	(教)総務課 特別支援教育課
45	松原委員	取組5(旧取組4)	「群馬交響楽団の移動音楽教室・高校音楽教室を通して、児童生徒にプロによる音楽を聴かせることで～」という記述があるが、上から目線と感じる。「児童生徒がプロによる音楽を鑑賞することで～」というような記述にするなど、検討していただきたい。	適切な表現となるよう、検討したい。	(教)総務課 文化振興課
46	松原委員	取組5(旧取組4)	文化・芸術面で、子どもたちに情報が伝わらないと感じる。ポスターを学校に配布しても、先生の机の上に置かれたままであったりする。しっかりと周知に協力をお願いしたい。	文化・芸術に関する児童生徒の意識を一層醸成するため、各学校・園に情報の周知を図っていきたい。 特に県立学校においては、具体的な事例等を教えていただければ、状況を確認の上、対応したい。	義務教育課 高校教育課
47	今井委員	取組5(旧取組4)、 取組28、 38(旧取組27、36)	地域の資源を活かした講座を公民館で開講したところ、多くの参加があった。こうした取組によって、地域の素晴らしさが次の世代に語り継がれていくものと思っている。 また、学校支援センターの取組としてボランティア活動をしているが、子どもたちにとって、親や先生以外の大人と接する機会があるというのはとても良いことだと感じる。今後は、学校支援センター同士のネットワークができると良い。	各教育事務所において、「地域と学校のパートナーシップ推進フォーラム」を開催しており、学校支援センターコーディネーター、学校支援ボランティア、放課後子ども教室関係者等が一堂に会するよい機会となっている。今後もこのような機会を生かし、地域住民同士のネットワークづくりを進めていきたい。 また、学校支援センターの成果を踏まえ、中学校区等で、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働し、双方向で子供たちの学びや成長を支えていけるような仕組みづくりについても検討していきたい。	義務教育課 生涯学習課

48	辻委員	取組12(旧取組11)	ITについては、まず大人が理解をすべきだと感じる。子どもは、新しい技術に触れられる場があれば、自然と学んでいくので、そういった場や機会を提供することについて、県内経済と併せて考えると、スピード感を持って進められるのではないか。	群馬県の公立高校における教員のICT活用指導力については、平成29年度の調査では、「教材研究や指導の準備・評価などにICTを活用することができる教員」は88.1%、「授業中にICTを活用して指導することができる教員」は76.3%であり、いずれも全国平均を上回っている状況である。研修内容の充実については、総合教育センター等の研修機関や各部会等と連携し、引き続き推進していきたい。 義務教育段階においても、群馬県内の実情を踏まえて検討したい。	義務教育課 高校教育課
49	大栗委員	柱3の指標	施策1-取組の柱3の指標について、高校生は英検準2級以上を30%にすることを目標にしているが、国は50%を目標にしていると思う。また、指標を準2級ではなく2級にするという話も出ている。 また、現状値が20.6%ということであるが、以前より下がっているのではないか。	以前は、準2級「相当」ということであったが、「相当」の部分は教員の主観が入るところもあるので、今回は現に準2級を持っている生徒の割合を掲載した。実際に持っている割合では、全国でも上位に位置している。	高校教育課
50	高木委員	取組14(旧取組13)	日頃子どもと接する中で、体験活動の大切さを実感している。体験活動を通して学ぶことがとても多い。是非、計画の中にも記述をお願いしたい。	家庭や地域社会との連携・協働を深めながら、学校教育の中で幅広い体験活動ができるよう取り組んでいきたい。 「取組14(旧取組13) ボランティア活動や体験的な活動の充実」に取組内容を記載し、推進していく。 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)においては、道徳教育に関する配慮事項の中で体験活動の充実が規定されている。群馬県内の特別支援学校においても、体験活動を充実させる取組を進めていく。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
51	佐藤委員	取組20(旧取組19)、取組24(旧取組23)	自分自身が小学生の頃、中学校のそばを通るたびに部活をやっているのを見て、「中学生になったら全員部活に入らなければならない。」「休みもほとんどない。」と部活に対してマイナスなイメージを持ってしまった。それだけが原因ではないが、学校から足が遠のいてしまった。部活が不登校の要因になっていることもあるので、任意だという情報等をしっかりと明示してほしい。	学校の規模等、実情によって様々であるが、多くの学校では部活動は任意であり、希望入部の割合が高いと把握している。部活動に限らず、必要な情報が生徒に行き渡るよう努めたい。	義務教育課 健康体育課
52	今泉委員	取組21(旧取組20)	肥満児傾向の子どもに関しては、今年から具体的な取組を始めたため、第2期の計画よりも記述を充実させることができると思う。また、来年度からがん教育が始まるが、医師や保護者のほか、外部講師を招く等工夫し、良い方向に向かってほしい。	御意見の方向に沿って検討していきたい。	健康体育課

53	樺澤委員	柱10	施策5の柱10の現状と課題に記載されている「大量退職」は各論で記述することとし、「管理職のマネジメント強化」という記述を加えていただきたい。学校だけでは解決できない問題を抱え、管理職がかなり疲弊している。医療や福祉と円滑につなげるために専門の職を設置し、各学校をサポートしていただけたら、学校運営が円滑になると感じている。	ベテラン教員が退職し、経験の浅い教員が多数採用されることによる教育力の低下が、小中学校では懸念されている。したがって「大量退職」の記述については残すこととし、「管理職のマネジメント強化」について、取組の中に加えることとしたい。なお、専門職については、財政状況が厳しい折、配置は困難と考えている。	学校人事課
54	高木委員	取組23(旧取組22)	大量退職時代を迎え、教員の年齢構成がいびつになっており、現場でもやりにくさを感じることもある。しっかりとこの課題に対応していくことが大切である。	樺澤委員のご意見に対する回答(No.53)と同様で、年齢構成のいびつさについては認識している。そのためには、ミドルリーダーの育成と管理職のマネジメント力の強化で対応していきたい。	学校人事課
55	高木委員	取組25(旧取組24)	教員のメンタルヘルスについて、企業等とは異なり、教員は実質的な配置換えができない。しっかりとサポートしてほしい。	教職員のメンタルヘルス不調を予防するため、研修会やカウンセリング等の事業を実施している。また、精神疾患による病休者や所属管理職等に対し、病休者の円滑な職場復帰に向けた支援を行うとともに、再発防止に努めている。今後更に実施方法等を工夫して、しっかり取り組んでいきたい。	福利課
56	今泉委員	取組26(旧取組25)	医療的ケア児への対応について、学校内の環境整備は進んでいるが、登下校に課題がある。保護者の送迎がなくても通えるように取り組んでほしい。 学習障害等について、専門的な知識のある教員ばかりではない。特別支援教員免許状の取得率を上げてほしい。	通学負担の軽減としてスクールバスを運行しているが、医療的ケアを車内で行うには危険防止のためバスを停車させる必要がある。その間、他の児童生徒は車内で待機しないといけないほか、車内に、他に医ケアの必要な児童生徒がいる場合、帰宅後の医ケアの時間が迫っているなどにより、非常に危険な状態となる。こういった状況を考えると、各医ケア児に個別の車と看護師を用意する必要があるが、持続可能で、多くの県民の方から理解を得られるような制度を考えると、個別送迎は難しいと判断しており、福祉サービスを利用しても、やむなく保護者送迎をお願いしているところである。 特別支援学校教諭免許状保有率について、教員の資質向上に関する「取組の柱10 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する」と併せて、引き続き向上に努めたい。	特別支援教育課 学校人事課

57	高木委員	取組26(旧取組25)	<p>特別支援学校の子どもたちの居住地交流について、自分たちの地域にどのくらい障害のある子どもがいるのか、各学校には全く情報がない。特別支援学校の方からアプローチしていただけるとありがたい。</p>	<p>学齢期の児童生徒数に関しては、市町村の教育委員会が把握している。 学校の校区に居住地(住所)があつて、特別支援学校に通う児童生徒を、各学校が継続して意識していけるような改善策を講じ、居住地校の学校に通う子どもたちとの交流及び共同学習を推進する。</p>	特別支援教育課
58	土橋委員	基本施策7、8	<p>今回の計画で、前回と大きく変わったところが「生涯学習」の部分かと思う。12年間の教育だけではなく、生涯を通して一人一人の能力を伸ばしていくためにも、充実していただきたい。 施策7では、地域との連携を掲げているが、先日、上毛新聞の三山春秋に本校の取組を掲載していただいた。学校で育てた花を地域の花壇に植え替えたのだが、地域と連携する第一歩になったと感じている。</p>	<p>委員からの御意見を踏まえて、多様な学習機会等の充実や学校と地域が連携・協働し、子どもたちの学びや成長を支えられるよう取り組んでいきたい。</p>	生涯学習課